

地方創生の実現に向けた地域産業の活性化について

【担当省庁：内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

1 地方大学・地域産業創生交付金の採択について

「和食」については、平成25年にユネスコ無形文化遺産登録され、平成29年6月に改正された文化芸術基本法において生活文化の振興を図る例示として「食文化」が追加され、平成30年3月に閣議決定された文化芸術推進基本計画においてもとりわけ「和食文化」については、自然の尊重の精神にたった日本の文化として振興する旨明示されたところ。

本府においては、府立大学和食文化学科(仮称)の開設を契機とし、首長のリーダーシップの下、産学官連携により、「和食文化に係る専門人材の育成を通じて和食文化に関わる産業の創造・振興を図るとともに、地域の食文化を活用した地域活性化の取組を推進することとしており、「地方大学・地域産業創生交付金」において、採択していただきたい。

京都府の担当課	文化スポーツ部 大学政策課(075-414-4526) 商工労働観光部 商業・経営支援課(075-414-4839) 産業立地課(075-414-4848)
---------	--

■地方大学・地域産業創生交付金 制度概要

国予算額	70億円（全国10か所程度を採択予定）
目的	地域の産業振興、専門人材育成等の取組の推進により、地域の生産性の向上、若者の地域定着を促進 日本全国・世界中から学生が集まる地方大学づくりを進め、学生の地方大学への進学を通じて東京一極集中を是正
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定（計画策定のための調査費等） ・推進会議運営（事業責任者人件費、事務局運営費等） ・産官学連携構築（産官学連携コーディネーター人件費等） ・大学改革関係（トップレベル人材の招聘、研究環境整備等） ・先導的研究基盤の活用に向けた環境整備等 ・産官学連携事業（スタートアップ支援、販路拡大調査、プランディング等） ・大学組織改革による質の高い教育の提供、リスクの高い先端研究等 ・先導的研究基盤・技術を活用した最先端研究等
プロジェクト実施分	1/2 2/3 3/4 1/2 2/3 3/4
必須要件	<ul style="list-style-type: none"> ○計画策定 地域の産業振興、専門人材育成計画（10年計画 交付金支援は5年） ※6年目以降の自走期間における産学公の参画主体が資金や人材等の資源を拠出して推進 ○推進会議（コンソーシアム）の構築 首長の主宰のもと、地方大学、産業界でコンソーシアムを構築 ○KPIの設定 <ul style="list-style-type: none"> ①事業に関連する産業の生産額等の増加額 ②事業に関連する産業の雇用者数の増加数 ③事業における専門人材育成プログラム受講生の地元就職・企業数 ④事業に関連する大学組織改革の実現 上記に加え、独自のKPIを設定

■府における申請（案）

コンセプト	府立大学和食文化学科の開設を契機として、和食文化に係る専門人材の育成を通じて和食文化に関わる産業の創造・振興を図るとともに、地域の食文化を活用した地域活性化の取組を促進する。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ①国内外から京都へ和食関連の大学・就職を求める若者の増加 ②日本全国で和食を食べる人の増加 ③和食の神髄を求めて京都に訪れる観光客の増加 ④京都の和食文化関連産業（伝統産業・農業・観光業等）を振興・創出 ⑤地域の食文化を活用して地域づくりを担う人材を育成

2 商店街の創生

多くの商店街では、人口減少を受けて、商店街組織のみでは活性化事業の実施が困難な状況であり、また、空き店舗対策や街路灯などの商店街共同施設の維持管理や撤去についての費用をどう捻出するかが課題となっている。

地方創生の核となる商店街の活性化に向け、「地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）」について、以下のとおり、補助対象者の追加等を講じていただきたい。

- 商店街を核に、地域等と連携して、地域コミュニティの課題を解決しながら、持続的に地域商業活性化を推進する

CMO（地域商業再生機構、Community Management Organization）等のまちづくり会社の立ち上げを支援するとともに、地域商業活性化を担う母体として明確に位置づけ、補助対象者に追加するなど（現在は商店街組織との連携体のみ対象）、支援を強化していただきたい。

- 住民の安心安全の確保のため、街路灯等の商店街共同施設の撤去費を当該事業の補助対象に追加していただきたい。

■ 京都府の状況

京都府では、平成27年10月に官民一体で「商店街創生センター」を創設し、京都府内300商店街すべての「商店街カルテ」（＝商店街の現状・課題・支援実績等を記載したものの、商店街活性化の検討の基礎となる診療録）を作成し、商店街ごとの実情に応じた総合的な支援を推進している。

■ 商店街創生センターの主な取組

- ① 「商店街カルテ」を活用した、きめ細やかな商店街支援
「商店街カルテ」を商店街ごとに作成。「商店街カルテ」をもとに、センター職員が商店街を訪問し、きめ細かな支援を実施

（参考）商店街カルテに基づく府内商店街の概況（平成30年3月末現在）

類型	類型の概要	割合
類型1	一體的な商業機能の集積があり、店舗数又は来街数が増えている商店街	18%
類型2	一體的な商業機能の集積を維持しているものの、店舗数、来街数が減少している商店街	16%
類型3	店舗数、来街者数が長期間減少し、店舗が点在化しつつある商店街	41%
類型4	点在型の商店街（もともと店舗の集積がなく、点在しているもの）	25%

※商店街を訪問した際、「類型4」の商店街の多くから次のような意見あり

- ・街路灯維持費捻出が精一杯で、他に商店街としての事業は何もできない。
- ・街路灯等を撤去する経費がないので、商店街の解散もできない。
- ・街路灯を維持管理する経費がないので、老朽化し非常に危険である。

- ② 重点支援を行う「創生商店街」における商店街支援

重点的に支援を行う商店街（創生商店街）を選定し、外部の民間団体の力も導入しながら、伴走支援を実施。自立的かつ持続可能な地域商業等の活性化が行えるよう、CMO（地域商業再生機構）などの推進組織の創設についても支援

- ③ 「ネットワーク型」の新しい商店群の創出

「ストリート型」商店街の減少や店舗の点在化が進む中で、テーマで地域の個店をつなぐ「ネットワーク型」の新たな商店群づくりを支援

■ 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）（中小企業庁）

平成30年度予算16.3億円

▶ 商店街等を基盤として、地域経済の持続的発展を図るため、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、地方公共団体と密接な連携を図り、商店街組織が単独で、又は商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して行う公共性の高い取組を支援

〔補助率・補助額〕

- (1) 自立促進調査分析事業 2／3以内 上限：500万円 下限：100万円
- (2) 自立促進支援事業 2／3または1／2以内 上限：2億円 下限：100万円

※(2) 自立促進支援事業を要望するためには、(1) 自立促進調査分析事業又は同等程度のニーズ調査、マーケティング調査をあらかじめ実施することが必要
((1)(2)の同時要望は不可)

〔対象者〕 (1) 商店街組織

(2) 商店街組織と民間事業者（まちづくり会社、NPO法人等）の連携体

〔対象事業〕 いざれかに係る公共性の高い取組

- ①少子・高齢化、②地域交流、③新陳代謝、④構造改善、⑤外国人対応、⑥地域資源活用

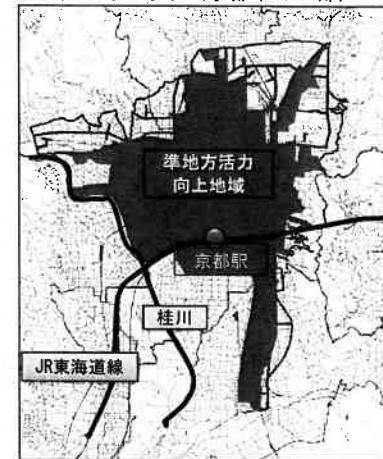
3 地方拠点強化税制の拡充

東京一極集中を是正し、安定した雇用の創出を通じた地方への人の流れをつくるため、以下の施策を講じていただきたい。

京都府・京都市共同提案

- 「拡充型」事業の支援対象外となっている準地方活力向上地域（京都市の一部）について、対象地域としていただきたい。
- 「移転型」事業の適用要件を、首都圏からの移転も含む等、東京23区内からの移転に限定しないよう緩和していただきたい。

■準地方活力向上地域（京都市の一部）



※京都市の市街地のほとんどが準地方活力向上地域となっており、

①当該地域内に本社機能を置く多数の有力企業が本社機能等の拡充を行う際に地方拠点強化税制の優遇を受けることができない。

②東京23区以外の地域からの本社等の移転は支援対象外であるため、企業からの関心の高い地域であるにも関わらず、首都圏を含む府外からの本社移転が進みにくい。

現状



<移転型>

- ・東京23区内からの移転
- * 平成30年度税制改正により対象化



<拡充型>

- ・東京23区以外の地域からの移転
- ・域内での機能拡充、新設

<京都市の準地方活力向上地域内に本社機能等を有する主な企業>

京セラ㈱、㈱SCREENホールディングス、オムロン㈱、日本写真印刷㈱、任天堂㈱、㈱トーセ、ローム㈱、日本新薬㈱、㈱島津製作所、日東精工㈱、日新電機㈱、㈱ニッセンホールディングス、㈱ワコールホールディングス、三洋化成工業㈱、SGホールディングス㈱、宝ホールディングス㈱、ニチコン㈱、ワタベウェディング㈱、㈱ジーエス・ユアサコーポレーション、村田機械㈱、㈲堀場製作所 等

■税制支援措置

	拡充型事業	移転型事業
設備投資減税	特別償却15% 又は税額控除4%	特別償却25%又は税額控除7%
雇用促進税制	地方の事業所における雇用者増加数1人あたり最大60万円の税額控除(法人全体の雇用者増加数が上限)	拡充型の支援措置に加え、東京23区からの転勤者を含む地方の事業所の雇用者増加数1人あたり30万円を税額控除(最大3年間) ※法人全体又は本社機能の雇用者数が減少した年以降は不適用

■京都府の状況（平成27年度に地域再生計画を策定）

- ▶ 地方活力向上地域特定業務施設整備計画（全て「拡充型」）5件を⑩までに認定
 - 〔ヤマウチ㈱（福知山市）、㈱村田製作所（長岡京市）、㈱ユーシン精機（京都市）〕
 - 〔日本電産㈱（本社アネックス／京都市、向日市）、日本電産㈱（研究所／精華町）〕

■京都府の本社等誘致の取組

- ▶ 京都産業立地戦略21特別対策事業費補助金（平成30年度予算額1,723,510千円）
- ▶ 特定業務施設等の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税（平成27年度～）